



損害賠償等請求手続きのご案内



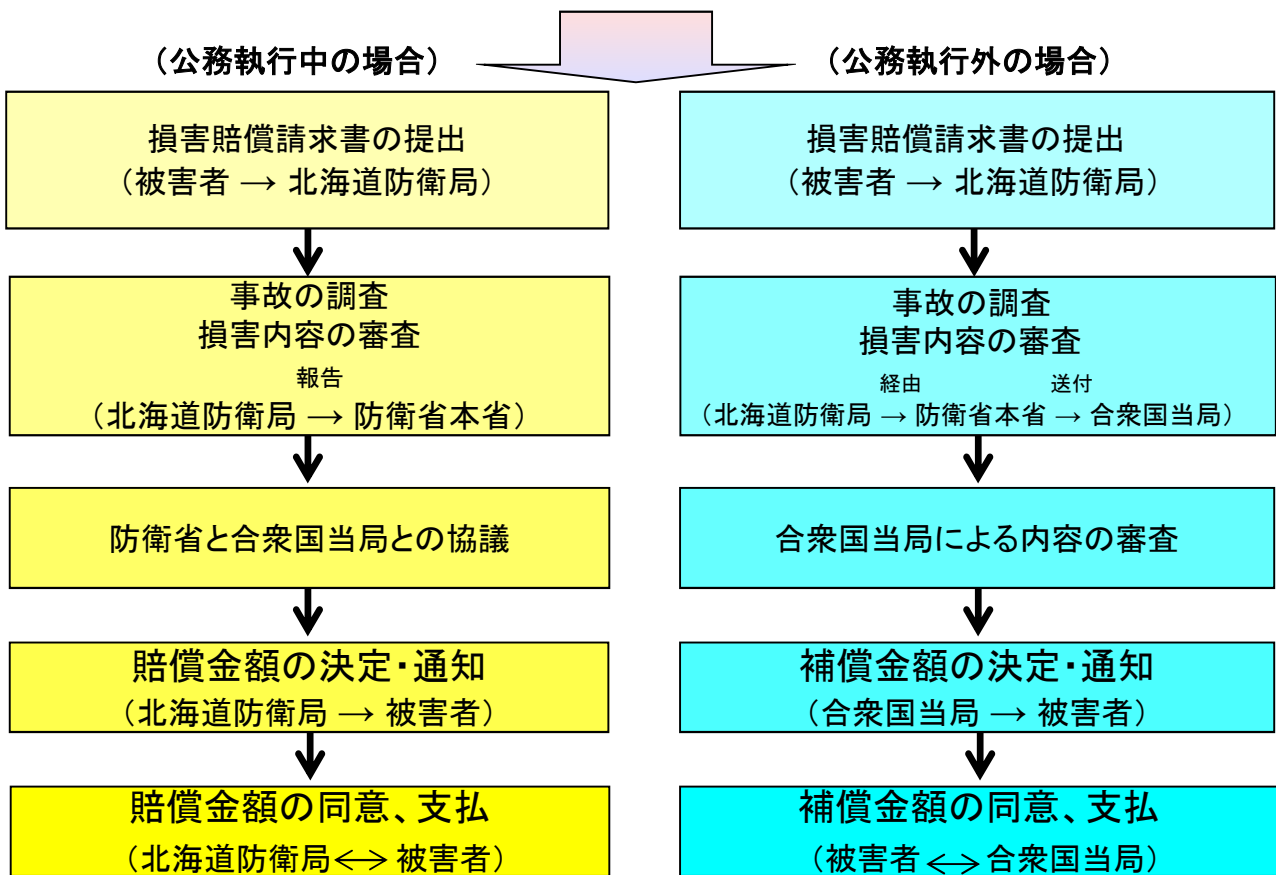
合衆国軍隊等の行為により被害を受けられた方へ

北海道防衛局では、日本国内で合衆国の軍隊又は構成員等による行為（例えば、交通事故、器物破損等）により損害を受けられた方（被害者）に対して、地位協定に基づく損害賠償等の業務を行っております。

なお、公務執行外における損害については、原則として、当事者間の示談や保険などでの解決を優先していただきます。

< 手 続 きの 流 れ >

事 件 ・ 事 故 の 発 生



○損害賠償等の請求できる期間

公務執行中と公務執行外で、賠償等を請求できる期間が異なります。(下表のとおり)

公務執行中の場合	損害の発生及び加害者を知ったときから3年間(人の生命又は身体に対する損害については5年間)または不法行為の時から20年間(いずれか早い方)
公務執行外の場合	損害の発生したときから2年以内

請求できる期間を過ぎますと、請求することができなくなりますので、ご注意願います。



事件・事故に関する情報を、ご遠慮なくお寄せください。

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局 管理部 業務課 調達協力室 調達協力係

TEL 011-272-7564